



川 監 委 第 5 0 4 2 号

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

川 越 市 長 森 田 初 恵 様

川越市議会議長 中 村 文 明 様

川越市教育委員会

教 育 長 新 保 正 俊 様

川越市監査委員 岡 田 昭 文

同 石 川 隆 二

同 山 木 綾 子

同 中 原 秀 文

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査並びに
同条第 2 項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定によ
り、その結果に関する報告を提出する。

第 1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第 2 監査の対象

教育総務部及び学校教育部

中央小学校、仙波小学校、寺尾小学校、名細小学校、
富士見中学校、城南中学校、寺尾中学校、名細中学校

第 3 監査の期間

令和 7 年 6 月 3 0 日から令和 7 年 1 0 月 2 8 日まで

第 4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設、物品等の監査を実施した。
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の管理状況

2 安全対策について

着眼点 ①来校者の管理状況 ②避難訓練等の実施状況

3 物品の管理について

・ 備品等の管理について

備品出納簿より 3 件を抽出した。

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

・ 刃物類の管理について

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

・ 薬品の管理について

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

4 現金等の管理について

着眼点 ①現金、通帳、通帳印の保管状況

②管理職による現金出納簿等のチェック状況

③現金の納入状況

④現金出納簿、通帳、領収書等の確認（実査）

⑤郵便切手の確認（実査）

⑥使用時の確認状況

5 情報の管理について
着眼点 ①管理状況

第5 監査を実施した監査委員

岡田昭文、石川隆二、山木綾子、中原秀文

第6 監査の結果

事務処理上留意すべき点で軽微なものは、監査実施の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

1 施設の管理について

(要 望)

今回の監査対象となった小中学校において、施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が散見された。緊急を要するものから今後計画的に修繕することとし、修繕が完了するまでの間も含め、安全・安心な環境の確保に努めるよう要望する。

2 安全対策について

特に問題はなかったが、今後とも十分配慮するよう要望する。

3 物品の管理について

(意 見)

富士見中学校において、薬品の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び白地に赤色をもって「劇物」の文字が表示されていないもの並びに薬品保管庫に「医薬用外劇物」の文字が表示されていないものがあった。

上記の事案は、毒物及び劇物取締法第12条に抵触するものである。今後は、毒物及び劇物取締法等にのっとり、適正に管理すること。

城南中学校において、塩酸が台帳の量と一致しなかった件は、前回と同様、今回も措置されていなかった。

塩酸は、取扱いによっては生徒の生命、身体に大きな影響を及ぼすおそれがある。薬品の危険性を踏まえ、毒物及び劇物取締法等の遵守と安全管理を徹底されたい。

4 現金等の管理について

(意 見)

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る共済掛金の保護者からの預かり金について、昨年度の監査対象2校において、受領した現金が金融機関等

へ1箇月以上納入されていなかった件の原因が教育指導課からの納入通知書兼領収書の送付の遅延によるものであったことが判明し、その改善を求め同課に対する意見としたところであるが、今回中央小学校において同一の原因による同様の事案が確認され、組織的な改善が何らされていなかった。

教育指導課においては、昨年度の監査結果を受けて、当該負担金の取扱いに係るマニュアルの改訂を令和7年4月に行う等の措置を講じたようであるが、根本的な事務改善がなされなかった結果として同様の事案の発生に至ったものと推測されるものである。今後は、早急に組織として事務に対する意識の改善に取り組み、再発防止を図っていただきたい。

中央小学校においては、教育指導課との連携を強化するとともに、公金を長期間保管することによる紛失等のリスクを十分認識し、今後は、適正に事務処理をすること。

(要 望)

富士見中学校において、準公金である学校徴収金について、1箇月以上立替払の精算が行われていないものがあった。

やむを得ず立替払を行った場合は、速やかに精算するよう周知徹底されたい。

寺尾中学校及び名細中学校において、準公金である学校徴収金が1箇月以上保管されているものがあった。

学校徴収金の現金保管については紛失等のリスクがあることから、口座から引き出した際は速やかに業者等へ支払うなど、当該中学校の会計事務規程にのっとり、適正に管理されたい。

5 情報の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なものの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うこ

とにより将来的に重大な影響の発生が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。